

飯能市行政不服審査会の答申の内容について

諮問番号	事件名	実施機関	申立年月日	答申日	答申内容
		根拠法	諮問年月日		
令和3年度 諮問第1号	令和3年度固定資産税賦課決定処 分に係る審査請求	市長 (資産税課)	R3.5.21	R4.2.8	本件請求に係る土地は、現地調査等を実施し地目を変更したものであることから、固定資産税の賦課処分は適法かつ妥当であり、本件請求を棄却すべきとした。
		地方税法	R3.9.30		